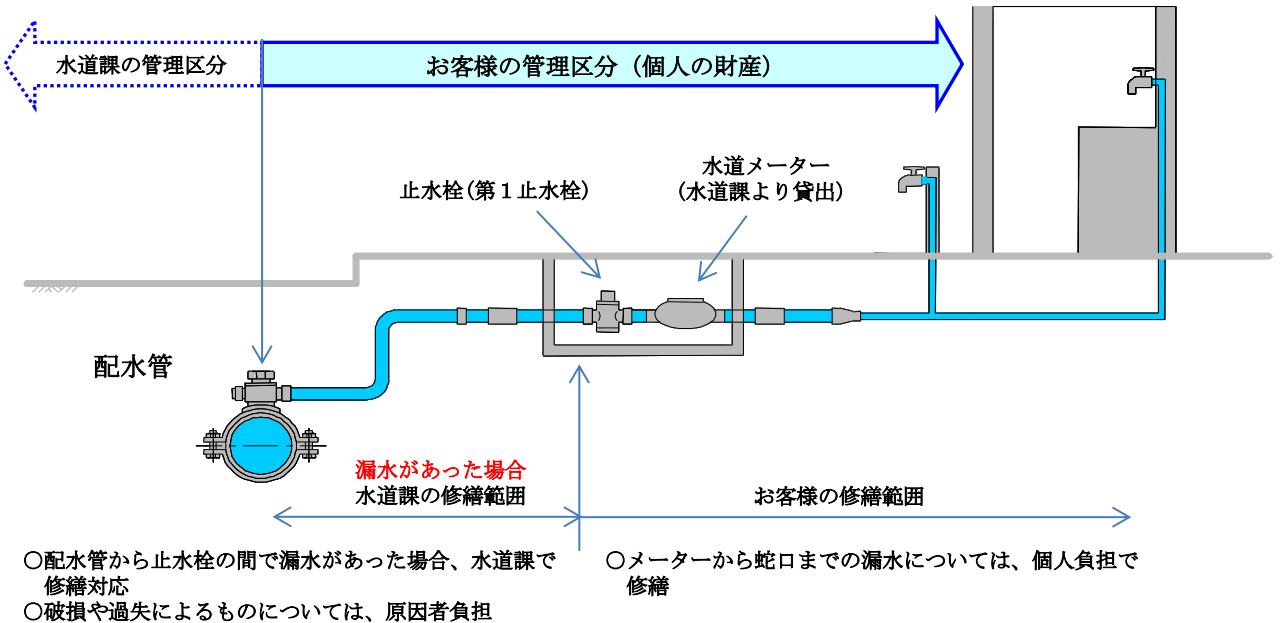


水道の修繕について

皆様のご家庭などへの給水は、水道課が管理している給水管（水道本管）を経由し、個人が引いた給水管を通り、蛇口から水が出るようになっていています。給水管は、家などを建てたときに引いた個人の財産です。（漏水があった場合などの修繕範囲は、下の給水管管理区分図を参照してください。）

漏水の対応のため、止水栓の場所やバルブが正常に作動するかなど日頃から確認しましょう。

〈給水管管理区分図〉



〈宅地内漏水について〉

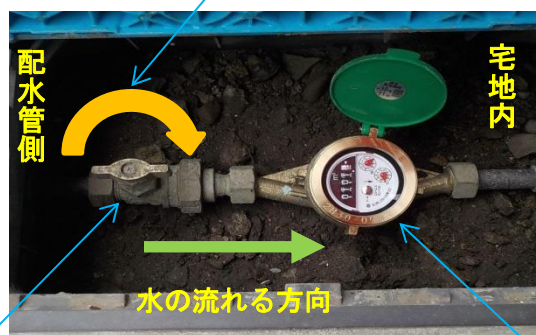
宅地内で漏水がある場合は、水を使用していないのに水道メーターのパイロットがぐるぐる回ります。

水道メーターボックス内

止水栓を回すことにより宅地内へ水が行かなくなります。



パイロット



止水栓（第1止水栓）

水道メーター
（水道課より貸出）